

## 前回審議会での委員意見の計画への対応について

委員意見	対応状況
<p>計画の目標の中で、一人1日当たりのごみ排出量が掲げられているが、その目標に対する実績が掲載されていない。実績値を掲載すべきではないか。</p>	<p>第3章第1節の2(2)の家庭系ごみ、事業系ごみ排出量(P20)に掲載済み</p>
<p>世帯構成も考慮して計画を立てる必要があるのではないか。</p> <p>世帯構成・世帯人数の減少する中、スーパー等へ小分けで販売するよう働きかけるべきではないか。</p>	<p>国立社会保障・人口問題研究所では、2025年度の本県の世帯構成について、単身世帯と夫婦のみの世帯が半数以上を占めると推計しており、本市においても、人口が減少しているにもかかわらず世帯数が増加しているため、世帯構成人数は減少しているものと考えられる。以上から、意見として挙げられた世帯構成人数の減に対応した小分け販売については推進すべきであり、第3章第2節2(1)の環境への負荷を低減していくため、ごみの発生を抑制していく(P31)および第4節スマートあきたプラン1の「2R『発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)の促進』(P38)に以下のとおり追記。</p> <p><b>【P31 第3章第2節2(1)】</b>        ごみ問題解決の第一歩は、製品の生産、流通、消費、廃棄の各段階において、ごみの発生が抑制される仕組みに転換していくことであり、生産段階においては、修理体制の確保等を含めた長期間使用できる製品の開発等、流通段階においては、計画的な仕入れや簡易包装の実施等、消費段階においては、ものを大切に使うことや食べ残しをしない等、廃棄の段階においては、リユースショップの利用や適正分別等、各段階におけるごみの発生抑制等の取り組みを促していきます。特に国を挙げて取り組んでいる食品ロスについては、<u>流通段階における食品関連事業者への計画的な仕入れや世帯人数の減に対応したバラ売り・量り売り等の促進、消費段階における市民への食品の使い切り等の啓発を実施することにより、発生抑制を促します。</u>～以下(略)～</p> <p><b>【P38 第3章第4節 スマートあきたプラン1】</b>        食品ロス対策として、<u>事業者への計画的な仕入れやバラ売り・量り売り、市民への使い切り等の啓発を実施していきます。</u>また、マイバッグやマイボトルの持参を呼びかけ、レジ袋、ペットボトルといった一度使用した後にその役目を終える代替可能なプラスチック製品の削減を積極的に推進していきます。～以下(略)～</p>

<p>バイオマス発電等、秋田市としてバイオマスを積極的に利用することとするべきではないか。</p> <p>二酸化炭素排出抑制の観点から、コークスに代わる燃料の利用を検討するべきではないか。</p>	<p>第3章第2節2（2）の限りある資源の高度利用と有効利用による循環型処理システムの構築（P31）に以下のとおり記載。</p> <p>ごみの発生や排出を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）を促進したうえで排出されるごみについては、環境負荷の低減を第一に資源化物の分別徹底と熔融施設での熱回収による発電といった高度利用を行い、ごみ処理における総合的な循環型処理システムを構築していきます。</p> <p>また、国のエネルギー政策や地球温暖化対策における再生可能エネルギーなどの新技術の開発動向に注視しながら、本市のごみ処理システムの実情に合った技術の導入を検討するとともに、<u>バイオマスといったこれまで以上に化石燃料の抑制につながるエネルギー活用の推進を図っていきます。</u></p> <p>最終処分場については残余年数の延命化に努めてまいります。</p>
<p>消費者よりも事業者に対してバイオマスプラスチックの利用を推進していくべきではないか。</p>	<p>第3章第2節2（3）の事業者、市民に対する環境教育や情報発信の充実（P31）に以下のとおり記載。</p> <p>事業者や市民に対しごみの減量化に関する市民意識を育むことや、循環型社会の形成を促進するため、社会や地域、学校などを通じ、環境学習副読本の活用やごみ処理施設の見学などの環境教育に取り組んでいきます。<u>特に事業者に対しては、プラスチックごみの環境汚染の実態について啓発し、バイオプラスチックを積極的に利用するよう取組を進めていきます。</u></p>

目標の達成に向けた具体的な取り組みを記載すべきではないか。

計画の目標について、計画期間後半でどういった取り組みにより達成していくかという視点が必要ではないか。

第3章第3節2の数値目標（P36）に以下のとおり記載。

(1) 一人1日当たりの排出量

計画策定当初に設定した目標値である980gに対して、平成27年度は1,057g、29年度は1,043g、令和元年度は1,000gと目標達成に向けて順調に推移しています。

計画期間後半は、製品のライフサイクルの各段階において、ごみの排出抑制を推進し、早期の目標達成を目指します。

(2) 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

資源化物および水銀含有ごみを除く家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあるものの、その削減率は鈍化傾向にあります。

平成27年度は517g、29年度は509g、令和元年度は509gであり、おおむね計画期間内に達成可能な範囲で推移していますが、計画期間後半は、食品ロスや代替可能なプラスチック製品の削減を推進し、早期の目標達成を目指します。

(4) リサイクル率

ペーパーレス化等により、古紙類の排出量が大幅に減少し、令和元年度実績は、目標の基準年度である平成25年度の32.1%よりも低い31.4%となっていますが、新たに民間の生ごみリサイクル施設が稼働し、29年度以降、資源化物として排出されるごみが増加傾向にあります。

計画期間後半は、資源化物も含むごみ排出量の発生抑制を優先としつつ、生ごみを含め、さらなる適正分別を促し、目標の38%の達成を目指します。

その他	対応状況
<p>現在、国において、プラスチックごみのリサイクルのあり方等に係る審議がなされており、今後、市町村にプラスチックごみの分別収集を要請する方向で議論が進んでいることを踏まえて修正。</p>	<p>第3章第1節の3（2）の分別・リユース・リサイクル（P28）に以下のとおり記載。</p> <p>(2) 分別・リユース・リサイクル  循環型社会を形成する上で、リユースの取り組みは重要であり、市民に対し、フリーマーケットや民間のリユースショップの利用の呼びかけのほか、リターナブルびんに代表される繰り返し使用可能な容器を積極的に選択するよう取り組みを進めていく必要があります。</p> <p>リサイクルについては、家庭ごみの中の約10%が紙等の資源化物となっており、これらが適正に分別されるよう、排出利便性の向上に資する小売業者による古紙の回収・リサイクルの取り組みと併せて周知啓発を実施する必要があります。</p> <p>また、事業所から排出される生ごみについては、民間のリサイクル施設を活用するよう促し、資源化を推進していく必要があります。</p> <p><u>なお、現在、国においてリサイクルのあり方等について審議しているプラスチックごみの分別については、国の動向を注視しつつ、本市の処理施設の現状やリサイクル技術の進展、分別に伴う市民負担等を踏まえ、検討していく必要があります。</u></p>